

教務内規（抜粋）

【中学校】

第1条 学習成績の評定

教科担任は学期ごとに担当教科を10段階法で評価する。学年末には、各教科は絶対評価による5段階評定によることとする。

- 5 十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの
- 4 十分満足できると判断されるもの
- 3 おおむね満足できると判断されるもの
- 2 努力を要すると判断されるもの
- 1 一層努力を要すると判断されるもの

第2条 行動の評定

項目ごとに、生徒の行動及び性格について観察し、優れたものについては○印を記入する。

なお、特徴を認めがたいものについては空欄のままとする。

第3条 生徒指導要録の記載は別に定める「記入の手引」によるものとする。

第4条 別表1の教育課程を修了したときは卒業と認定する。

【高等学校】

第2章 考 査

第7条 定期考査は、中間・期末考査とする。

- (1) 授業時間数をその他止むを得ない事情がある場合には、各学期の定期考査のうち1回に限り、教科会議にはかかって実施しないこともできる。
- (2) 実技を主とする科目においては、教科の性格上、実技テスト・作品の提出をもって定期考査にかえることもできる。

第8条 受験しながら答案を提出しなかった場合は、当該科目を零点とする。

考査中不正行為を行なった者に対しては、当該科目を零点とし、かつその考査中に受けた他の考査の得点は50%に減点する。

生徒が考査を欠席した場合は、「考査欠席届」（様式3）を、科目ごとに、学級担任を経て提出しなければならない。

第9条 考査を欠席した者に原則として追考査を行う。

第10条 やむを得ず追考査を欠席した場合の見込点は、本人の当該学期の考査得点と科目平均点との割合を基準として次の割合によって与える。

- (1) 公認欠席者 100%～80%
- (2) その他正当な理由で考査を欠席した者 100%～80%
- (3) 罰を受けたため考査を欠席した者 50%
- (4) 無届で考査を欠席した者 0%
- (5) その他特別の場合については、職員会議で協議の上校長が決定する。

第3章 学習成績の評定

第14条 学習成績の評定は、平素の学習状況及び考査の成績、出席状況等を総合的に判断して、次のとおりとする。

- (1) 教科担任は学期ごとに担当教科、科目を10段階法で評価する。学年末には、全学期の成績をもって5段階法で評定を算定する。評定の判断基準は次のとおりとする。

特に高い程度のもの	…… 5
十分満足できると判断されるもの	…… 4
おおむね満足できると判断されるもの	…… 3
努力を要すると判断されるもの	…… 2
一層努力を要すると判断されるもの	…… 1

(2) 評定にあたっては、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価などの観点に偏した評定を行わず、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の四つの観点による評価を踏まえて行い、別途表に各教科の評価の観点及び趣旨に則る具体的な評価基準を設定し、5段階の各段階が教師の主観に流れない客観性や信頼性のある評価を行う。

教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまない科目は、学習の状況や成果等を踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見で評価する。

第5章 単位認定・不認定

第24条 各科目の単位は、次の基準により学校長が職員会議にはかって認定する。

- (1) 評定が2以上であること。
- (2) 授業時数の5分の4以上の出席時数をもつこと。
- (3) 学習態度が著しく不良でないこと。

第25条 同一科目を2年以上にわたって分割履修する場合においても、履修する学年ごとに当該科目の単位認定を行なう。

第26条 特別活動（ホームルーム・生徒会活動・学校行事）については、それぞれの時数を合計し、認定・不認定の扱いは、各科目に準じて行なう。

第27条 評定1の科目数が、該当学年の履修科目数の4分の1以下の者については、職員会議にはかり、必要ありと認める者には追考査を行い、その結果により認定・不認定を決定する。認定の場合、評定は2とする。

第28条 正当な理由により、欠席時数が授業時数の5分の1を越え3分の1未満である科目については、原則として職員会議にはかり、追指導を行いその結果により、認定・不認定を決定する。ただし、特別な事情を持つ生徒について、校長が認めた場合、別教室で学習したものを出席とみなすことができる。

第29条 追考査及び追指導は次によって行い、その結果を職員会議にはかる。

- (1) 追考査・追指導は、学年末に行うものとする。ただし、追指導については必要があれば学期ごとに行うことができる。
- (2) 追考査を認められた者は、指示された日までに「追考査受験許可願」（様式6）を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。
- (3) 追指導を認められた者は、指示された日までに「追指導受講許可願」（様式7）を、保護者連署のうえ学校長に提出しなければならない。

第30条 次の場合は、単位を認めない。

- (1) 第27条に該当しない場合の評定1の科目及び同条により追考査を行なった結果不認定とされた科目。
- (2) 授業時数の3分の1以上を欠席した科目。
- (3) 第28条により追指導を行った結果不認定とされた科目。
- (4) 職員会議の結果、学習態度が著しく不良であると認められた科目。

第6章 修了・卒業

第31条 学校長は、生徒が学校において定めた教育課程にしたがい、毎学年本校所定の単位を修得し、特別活動を履修した者に、修了及び卒業を認定する。前記事項を満たさざる者については、職員会議にはかり審議の上、学校長が認定・不認定を決定することができる。